

道路における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)5月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年(2012年)3月15日

町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

道路上事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

### 記

- 1 事故発生年月日 2011年6月5日
- 2 事故発生場所 町田市南成瀬七丁目15番地15先
- 3 事故の概要 建築限界4.5mの基準を満たしていない街路樹の枝に  
車両が衝突し、車両を損傷したもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 代位者の住所 大阪府大阪市中央区瓦町四丁目1番2号
- 8 代位者の氏名 株式会社 損害保険ジャパン大阪サービスセンター  
第二業務部
- 9 損害賠償の額 2,025,000円